県の責務

- 〇関係機関と連携し中小企業振興の施策推進
- ○施策推進に当たり小規模企業者の状況を考慮
- ○県内製品の購入促進、受注機会の確保

中小企業者の自主的な努力

〇自主的に経営の向上及び改善に努める

中小企業団体の役割

- 〇中小企業の経営の向上及び改善への積極的 支援と県の施策への協力
- 〇小規模企業の課題抽出から解決までの支援 により、経営の向上及び改善に努める

大企業者の役割

〇中小企業振興への理解と県の施策への協力

金融機関の役割

○情報提供等による中小企業者の経営向上へ の配慮と県の施策への協力

大学等の役割

〇研究開発、研究成果の普及、人材育成を通じ て県の施策へ協力

県民の理解と協力

〇中小企業振興への理解と県の施策への協力

市町村に対する協力

〇県は市町村が行う中小企業振興施策に協力

基本方針

中小企業の振興に係る基本方針

- 1. 人材の育成及び確保
- 2. 経営基盤の強化
- 3. 資金供給の円滑化
- 4. 創業・新分野進出の促進
- 5. 技術開発及び新製品・新サービス開発の 促進
- 6. 地域の農林水産物をはじめとする多様な 資源、特性等を生かした事業活動の促進
- 7. 販路拡大及び取引拡大
- 8. 国際的視点に立った事業展開の促進

小規模企業の振興に係る基本方針

- 1. 需要を見据えた計画的な経営の促進
- 2. 創業及び事業承継の促進、円滑な事業廃止のための環境整備
- 3. 地域経済の活性化に資する事業活動の推 進



知事は、基本方針に基づいて実施した施策の主なものの実施状況を毎年度公表